

PCB 廃棄物等の処理状況について

PCB 廃棄物は、「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」に基づき、保管管理責任者のもと適切に保管管理しています。また、PCB 廃棄物の保管および処分状況を毎年、沖縄県へ報告しています。

■高濃度 PCB 廃棄物

2009 年度から中間貯蔵・環境安全事業（株）（JESCO）に処理を委託しており、2020 年度内で終了しました。

■微量（低濃度）PCB 廃棄物

微量 PCB 汚染が疑われる廃電気機器等については、撤去時などに PCB 混入の有無を確認し、混入が判明したものは適正に保管管理するとともに、2011 年度から無害化処理認定事業者へ焼却処理を委託しています。

また、2017 年度から大型変圧器等の無害化処理（加熱・課電洗浄）を開始し、2019 年度内で概ね終了しました。